

愛知県がんセンター施設整備マスタープラン策定準備業務の委託事業者選定にあたり、公募型プロポーザルを実施しますので、提案書を招請します。

平成 28 年 10 月 25 日

愛知県がんセンター
中央病院長 丹羽 康正

1 業務目的

愛知県がんセンターの中核となる病棟は建設後 25 年経過し、耐用年数を経過した設備が多くある。また、病院運営の面からも緩和ケア病棟、外来診察室、手術室や放射線施設の整備や駐車場、リハビリ室等の拡充が必要となってきた。そのためがんセンターの今後のあり方を踏まえた施設整備マスタープラン策定準備を進める必要がある。

業務委託の発注にあたり公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、各提案事業者の技術提案を広く募集し、業務遂行に関する知見、能力、技術、経験等を見極め本業務に最も適した委託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1)業務名 愛知県がんセンター施設整備マスタープラン策定準備業務
- (2)業務内容 別紙「愛知県がんセンター施設整備マスタープラン策定準備業務特記仕様書」のとおりとする。
- (3)委託期間 契約締結日から平成 29 年 3 月 24 日
- (4)見積上限 19,440,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※なお本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり契約金額ではない。
また、予定価格については、本上限額の範囲内で別途設定する。
- (5)契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加者資格

本プロポーザル参加者は、下記に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1)平成 28 年度及び平成 29 年度の愛知県建設部入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）に登載されていること。また、愛知県内に営業所があること。
- (2)過去 10 年間に、病床数（医療法第 7 条 2 項に規定する「一般病床」以下同じ）500 床以上の病院（医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する「病院」、以下同じ）の新築または増改築工事（対象面積が 5000 m²以上のものに限る）の設計業務を 1 件以上完了した実績があること。
- (3)過去 10 年間に、病院の中長期修繕計画作成業務委託（計画対象面積 10,000 m²以上に限る）を 1 件以上完了した実績があること。

- なお、設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が 50%以上の業務に限る。
- (4) 過去 10 年間に、病床数 500 床以上の病院の新築または増改築工事（対象面積が 5,000 m²以上のものに限る）の設計業務を 1 件以上完了した実績のある管理技術者を配置できること。
- (5) 参加申込は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下の通りとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が申し込みをすること。
 - イ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、「(1)~(4)」の要件を満たす事業者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のすべてが、「(6)~(9)」の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体構成員は他の共同企業体として重複申込することはできない。
 - オ 共同企業体構成員は単体事業者としても重複申込することはできない。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) この公告の日から本委託候補者決定日までの期間において、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (8) この公告の日から本委託候補者決定日までの期間において、愛知県病院事業庁が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立がなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の 9 規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

4 参加方法

(1) 実施要領等の入手先

実施要領、参加表明書その他公募に係る様式は下記の場所に受け取りに来ること。

ア 配布場所

名古屋市千種区鹿子殿 1 番 1 号

愛知県がんセンター運用部管理課総務グループ

電話 052-762-6111(内線 2224)

イ 配布期間

平成 28 年 10 月 25 日(火)から平成 28 年 10 月 31 日(月)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(以下「休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

(2)参加申し込み

本プロポーザルに参加しようとする者は参加表明書を提出すること。

(3)提出方法

「愛知県がんセンター施設整備マスタープラン策定準備業務公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に参加表明書および添付資料を同封し、郵送(書留郵便に限る。)又は持参することにより下記のとおり提出すること。

ア 提出場所

上記4(1)アに同じ

イ 提出期間

平成28年10月25日(火)から平成28年11月4日(金)まで(休日を除く)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

5 質問および回答

(1)提出方法

質問がある場合、質問書(様式自由)に質問内容を記載し、愛知県がんセンター施設整備マスタープラン策定準備業務公募型プロポーザル質問書」と明記した封筒に提出書類を同封し、下記の場所に郵送(書留郵便に限る。)又は持参にて提出すること。

ア 場所

上記4(1)アに同じ

イ 受付期間

平成28年10月25日(火)から平成28年10月31日(月)まで(休日を除く)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2)回答期日及び方法

平成28年11月2日(水)までががんセンター中央病院掲示板にて回答する。また、愛知県がんセンターHPに公表する。

<http://www.pref.aichi.jp/cancer-center/hosp/>

(3)質問内容

本プロポーザルに関する質問は、仕様書、参加申込書及び技術提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施体制に係る諸条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は、一切受け付けない。

6 選定通知及び技術提案書提出

(1)選定通知及び技術提案書提出依頼、非選定通知

参加者資格を満たすと認められた場合、選定通知及び技術提案書提出依頼を文書にて通知する。ただし、応募者多数の場合は事前審査（8（1）参照）の評価の高い4者を選定する。

参加資格を満たさない場合、または、応募者多数のため非選定となった場合、非選定通知を文書にて通知する。非選定通知を受けた者は、通知日から起算して5日以内に下記イの場所に非選定理由について説明を求めることができる。

ア 通知日

平成28年11月9日（水）

イ 場所

上記4（1）アに同じ

(2)提出書類

提出書類（正本1部 副本8部）は下記ア～オとする。

ア 技術提案書（表紙）

イ 業務方針・業務工程表

ウ 同種事例成果（様式自由）

エ 継続業務内容提案（様式自由）

オ 参考見積書

(3)提出方法

「愛知県がんセンター施設整備マスタープラン策定準備業務公募型プロポーザル企画書」と明記した封筒に提出書類を同封し、下記の場所に持参にて提出すること。

ア 提出場所

上記4（1）アに同じ

イ 提出期間

平成28年11月10日（木）から平成28年11月17日（木）まで（休日を除く）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 プレゼンテーション日程

提出された技術提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

(1)日時

平成28年11月21日（月）から平成28年11月24日（木）までの間で別途指定する時間

(2)会場

愛知県がんセンター 第1・第2会議室

(3)所要時間

1 者あたり 40 分以内を予定（プレゼンテーション 30 分程度、質疑応答 10 分程度）

(4) その他

- ア プレゼンテーションで使用する資料は提出された技術提案書のみとする。
- イ プレゼンテーションは非公開とする。
- ウ プレゼンテーションで使用する PC 等の機材は参加者が持参する。
ただし、プロジェクター及びスクリーンは発注者で用意する。
- エ プレゼンテーションを行う順番は、技術提案書提出順とする。

8 審査項目

審査項目及び審査基準、配点は次のとおりとする。審査項目 1 は参加表明書の内容で審査する。審査項目 2 は技術提案書およびプレゼンテーション審査で評価する。

(1)審査項目 1（事前審査）

審査項目	審査基準	配点
事業者評価 (業務遂行能力)	1 事業実績	16 点
	・過去 10 年間の病院設計実績	
	・過去 10 年間の中長期計画実績	
	2 管理技術者	20 点
	・管理技術者の経歴	
	・管理技術者の資格	
	・管理技術者の専任制	
	3 担当技術者	20 点
	・担当技術者の経歴	
・担当技術者の資格		
・担当技術者の専任制		
	合計	56 点

(2)審査項目 2 (プレゼンテーション審査)

審査項目	審査基準	配点
技術提案書 (提案内容)	1 業務実施方針・業務計画(体制及び工程等)	32 点
	・業務理解度	
	・実施工程表 (手順・業務量)	
	・実施体制	
	2 同種業務の成果	24 点
	・類似性	
	・協同性	
	・独創性	
	3 技術者ヒアリング	16 点
	・専門技術力	
	・コミュニケーション能力	
	4 継続業務内容提案	16 点
	・計画性	
	・妥当性	
	5 見積額	4 点
・妥当性		
	合計	92 点

9 委託候補者の決定

(1)審査手順

ア 発注者が設置する「審査委員会」において、上記の「審査項目」に基づく審査を行い、評価点の総合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定するものとする。
なお、提案者が1者の場合であっても審査を実施し、その内容が審査基準を満たすと認められた場合は、交渉権者として決定するものとする。

イ 優先交渉権者に選定された者と契約内容等について協議のうえ委託候補者として決定する。なお、優先交渉権者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、次順位以降の提案者を繰り上げて優先交渉権者として特定し、改めて協議することとする。

(2)選定結果

ア 選定の結果については、プレゼンテーション及びヒアリングに参加したすべての提案者に文書により通知する。

イ 選考等に関する疑義や選定結果等についての異議申立は一切受付けない。

1 0 契約の手続き

特記仕様書及び委託候補者の技術提案書等の内容を基本に協議の上、愛知県病院事業庁財務規程に基づき契約を締結する。なお、本業務の目的達成のため、必要な範囲内において、委託候補者との協議により項目の追加、変更及び削除をすることがある。

1 1 その他留意事項

- (1)本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2)技術提案書は、1参加申込者につき1案とする。
- (3)提出期限後の技術提案書の修正又は変更は原則として認めない。
- (4)技術提案書、本業務のプロポーザルにかかるすべての提出物は返却しない。
- (5)技術提案書は、委託候補者選定以外に使用しない。
- (6)本業務の継続業務を平成29年度に予定している。
- (7)次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 見積額が契約限度額を超えている場合
 - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - オ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - カ 前記に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合